

千葉県告示第621号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年7月26日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
BRIDGE5 千葉県花見川区南花園2-2-15 CI-23ビル4階	株式会社ダンデライオン 千葉県花見川区花園2丁目1-25 万仁ビル1階D号	令和5年8月1日	1250101589	児童発達支援